

久留米市公告第 174号

令和8年度久留米市介護予防普及啓発事業「ぐるぐるサーキットトレーニング教室」業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年6月23日

久留米市長 原口 新五

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度久留米市介護予防普及啓発事業  
「ぐるぐるサーキットトレーニング教室」業務
- (2) 業務内容 『令和8年度久留米市介護予防普及啓発事業  
「ぐるぐるサーキットトレーニング教室」業務仕様書』のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務場所 久留米市内

- 2 提案上限額 提案上限額は、4,400,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)とする。

- 3 参加資格 上記1の業務に関わる公募型プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は企画提案書の締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
  - ②久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
  - ③国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していること。
  - ④福岡県内の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次に定める地税等を完納していること。
    - ・ 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料(個人事業主に限る。)
    - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
  - ⑤電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
  - ⑥会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。